

【トラスティド・トラベラー・プログラム（TTP）カテゴリー一覧】

カテゴリー		カテゴリー要件概要		入国回数要件（※5）	疎明資料（※6）	
					共通する疎明資料	カテゴリーに応じた疎明資料
A	J T T P（※1）	①	G E P（グローバル・エントリー・プログラム）の登録を受けた米国籍者。	2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 顔写真（3か月以内に正面から撮影された、無帽、無背景で鮮明な写真）</li> <li>○ 旅券（パスポート）写し →表紙面 →身分事項ページ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申告書（別記第1.3号様式）又はGEPカード裏面の写し（PASS IDの確認ができるもの）</li> </ul>
B	所属機関（※2）	②	役員又は常勤の職員として、日本の公的機関（政府若しくは地方公共団体又はこれらが主たる出資者である機関）に所属している者。	1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 顔写真（3ヶ月以内に正面から撮影された、無帽、無背景で鮮明な写真）</li> <li>○ 旅券（パスポート）写し →表紙面 →身分事項ページ →香港ID番号記載ページ（又は香港IDカード写し）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在職証明書（参考様式1）（※7）</li> <li>○ 左記②から⑦までのカテゴリー要件に応じた以下のいずれかの資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ②又は③に該当する場合 政府、地方公共団体の場合は、当該機関の沿革、組織、事業内容等が記載された資料（当該機関が作成した案内書、ホームページや公刊物等における当該機関の沿革、組織、事業内容等が確認できる頁の写し等） 政府、地方公共団体が主たる出資者となっている機関は、出資関係を証する資料（当該所属機関、政府又は地方公共団体が作成した案内書、ホームページや公刊物等において出資を受けた事実が確認できる頁の写し等）</li> <li>・ ④に該当する場合 所属する国際機関の沿革、組織、事業内容等が記載された資料（当該国際機関が作成した案内書、ホームページや公刊物等において同機関の沿革、組織、事業内容等が確認できる頁の写し等）</li> <li>・ ⑤に該当する場合 上場していることを証する資料（所属する機関が上場する証券取引所のホームページで、当該機関の上場事実を確認できる頁の写し等）子会社の場合は、親会社との関係を証する資料（子会社である所属機関又は親会社が作成した案内書、ホームページや公刊物等において親・子会社関係が分かる頁の写し等）</li> <li>・ ⑥に該当する場合 上場していることを証する資料（所属する機関が上場する証券取引所のホームページで、当該機関の上場事実を確認できる頁の写し等）</li> <li>・ ⑦に該当する場合 所属する機関が資本金又は出資の総額が5億円以上であることを証する資料</li> </ul> </li> </ul>
		③	役員又は常勤の職員として、我が国と査証免除の取決めを行っている国又は地域（以下「特定国」という。）の公的機関（政府若しくは地方公共団体又はこれらが主たる出資者である機関）に所属している者。			
		④	役員又は常勤の職員として、国際機関に所属している者。			
		⑤	役員又は常勤の職員として、日本の金融商品取引所に上場している株式会社又はその子会社に所属している者。			
		⑥	役員又は常勤の職員として、特定国の金融商品取引所に類する取引所に上場されている株式会社に所属している者。			
⑦	役員又は常勤の職員として、資本金額又は出資の総額が5億円以上の、本邦又は特定国の法人に所属している者。					
C	日本機関等からの招へい（※2）	⑧	②に定める機関又は⑤に定める会社と業務上の関係を有しており、かつ、その業務に関して反復して来日する必要があることを理由として、当該機関又は会社から、TTPに登録をすることの要望がなされている者。	1回		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本の機関等からの登録の要望書（参考様式2）（※7）</li> </ul>
D	十分な資力信用（※3）	⑨	国際ブランドのライセンスの付与された、プラチナランク以上のクレジットカードを所持している者	2回		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ クレジットカード（申請時にクレジットカード名及び国際ブランド名の入力が必要です。）</li> </ul>
E	家族（※4）	⑩	②～⑨のいずれかに該当し、TTPの登録を受けている者（本体者）の配偶者（本体者と同時に申請する場合も含まれます。）。	1回		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本体者との婚姻関係が記載されている、公的機関が発行した証明書 例：婚姻証明書</li> </ul>
		⑪	②～⑨のいずれかに該当し、TTPの登録を受けている者（本体者）の未成年かつ未婚の子（本体者と同時に申請する場合も含まれます。）。		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本体者との親子関係が記載されている、公的機関が発行した証明書 例：出生証明書</li> </ul>	

- （※1）米国国土安全保障省税関・国境取締局との国際的な渡航円滑化イニシアティブに関する実施取決めに基づき、グローバル・エントリー・プログラムの登録を受けている米国籍者を対象としているものです。
- （※2）カテゴリー要件概要②から⑦のいずれかに該当する企業・機関に所属する役員又は常勤職員の他、カテゴリー要件概要⑧に該当する日本の企業・機関と業務上の関係等を有しているビジネスマン等を対象としているものです。
- （※3）機関・企業等に所属又は関係を有していなくとも、十分な資力信用のある観光客等を対象としているものです。
- （※4）TTPの登録を受けている者の家族を対象としているものです。
- （※5）TTP登録のために日本の指定登録場所出頭する日以前1年以内にカテゴリーに応じた入国回数要件を満たす必要があります。
- （※6）二次審査時には、登録要件に応じた疎明資料（顔写真を除く）の原本を提出又は提示いただきます。なお、顔写真についても規格に合わない場合や不鮮明な場合には、二次審査時に写真を再度提出いただく場合があります。
- （※7）書式は自由ですが、参考様式を参考にして、申請前3ヶ月以内に作成されたものを提出してください。
- （※8）カテゴリー要件概要⑥以外の場合、親会社や関係会社の資料では、実際に所属している機関が要件を満たしているか判断ができません。所属機関（在職証明書発行機関）が登録要件に該当することを証明する資料を提出してください。